



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 6 7 号 の 5

平成31年(2019年)4月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

ページ

● 告 示

○平成18年告示第273号（金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例の規定によるまちなか駐車場区域の指定及びまちなか駐車場設置基準を定めたことについて）の一部改正について	(交通政策課) 1
---	-----------

---

告 示

---

●金沢市告示第133号

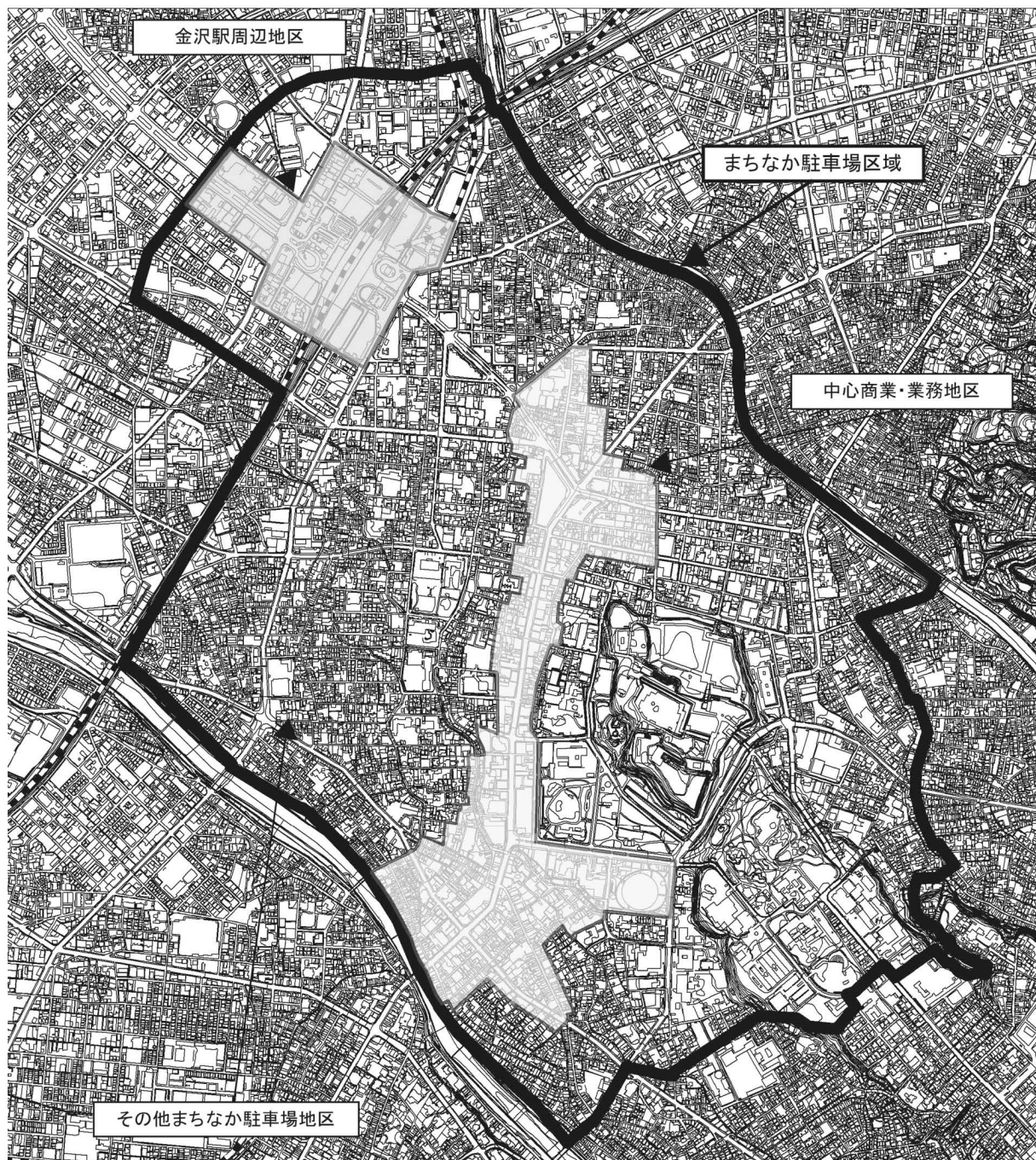
平成18年告示第273号（金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例の規定によるまちなか駐車場区域の指定及びまちなか駐車場設置基準を定めたことについて）の一部を次のように改正し、平成31年7月1日から効力を有するものとします。

平成31年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

第1項を次のように改める。

1 まちなか駐車場区域



第2項第1号エ中「配慮する」を「配慮し、緑化等に努める」に改め、同号に次のように加える。

- オ 平面の時間貸し駐車場としての土地利用は、一時的な利用に努めること。
- カ 前面道路の幅員が6m未満の場合、時間貸し駐車場の設置を控えること。

第2項第2号中「中心商業地区」を「中心商業・業務地区」に改め、同号ア中「買い物客」を「歩行者」に改め、同号に次のように加える。

- エ 原則として都心軸からの出入りを行わないこと。
- オ 近隣の駐車場需要を超えたものでないこと。

第2項第3号を次のように改める。

(3) 金沢駅周辺地区に適用する事項

- ア 駐車場に出入りする自動車が歩行者の回遊動線を阻害しないこと。
- イ 立体化・集約化等により土地が有効に利用されること。
- ウ 金沢駅周辺における交通渋滞の緩和に必要となる対策の実施に努めること。

第2項第4号ウ中「前2地区」を「中心商業・業務地区」に改める。

平成31年(2019年)4月1日 印刷  
平成31年(2019年)4月1日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄